

依頼試験サービスの拡大 (環境計量証明事業の開始)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（都産技研）は、中小企業の皆様に信頼性の高い試験結果をご提供できるよう、計量法に基づく計量証明事業者の登録を行い、新しい依頼試験メニューとしてサービスを開始しました。

背景

ものづくり企業は、他者に負けない独創的な製品を創り出そうと努力していますが、こうした取り組みの過程で生じる不要物等が、環境に悪影響を与えないよう配慮する努力も求められます。

工場や事業所から排出される排水、騒音、振動などが周辺の環境に与える影響について調べるため、環境測定・調査が行われます。

この環境測定・調査は、適正な基準及び手法等により実施され、結果が証明されなければなりません。

計量証明事業とは

排水などに含まれる物質の濃度や工場騒音などの環境測定を行い、その結果を公に証明する事業です。

計量証明の事業を行う者は、適正な計量器及び計量の有資格者を設置して、環境証明事業所としての登録を受ける必要があります。

都産技研の計量証明事業（依頼試験）

都産技研は、以下の区分の環境計量証明事業者の登録を行いました。

濃度 音圧レベル 振動加速度レベル（別紙参照）

環境計量証明は、都産技研の「依頼試験」の新しいメニューとして、有料でご利用いただけます。

【お問い合わせ先】 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

経営企画本部経営情報室 澤近 TEL 03-3909-2431 FAX 03-3909-2590

事業化支援部技術経営支援室 鈴木 TEL 03-3909-2315 FAX 03-3909-2590

<http://www.iri-tokyo.jp/>

《都産技研の依頼試験で実施可能な計量証明事業》

水又は土壤中の物質の濃度（東京都登録番号第1303号）

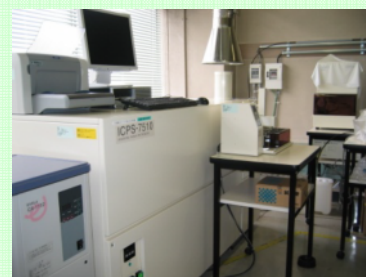
排水などに含まれる物質の濃度を測定し、その結果を証明します。

計量証明の対象となる「水」は、事業所や工場から、河川、海域、下水道などへ排出される水です（飲料水や冷却水、温泉水などは対象になりません）。

分析対象となる物質は、「水質汚濁防止法」や「下水道法」などで基準が設けられている水質項目です。

下記は、現在都産技研で対応可能な、主な分析項目（分析法）です。
（対応できない分析項目もありますので、依頼時にご相談下さい。）

- ・カドミウム及びその化合物(ICP発光分光分析法)
- ・シアン化合物(4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法)
- ・六価クロム化合物(ジフェニルカルバジド吸光光度法)
- ・水素イオン濃度(pH, ガラス電極法)



ICP発光分光分析装置
主に重金属の測定に利用します

【担当】

開発本部開発第二部資源環境グループ 小坂

TEL 03-3909-2480 FAX 03-3909-2590

音圧レベル（東京都登録番号第1314号）

振動加速度レベル（東京都登録番号第1315号）

音の大きさ、振動の大きさを現地で測定し、その結果を証明します。

試作品、製品等から発生する音または製造時に発生する音を測定します。

- （例）
- ・ファンの付いた機械・装置から出る音
 - ・防音材料の性能評価

試作品、製品等から発生する振動または製造時に発生する振動を測定します。

- （例）
- ・モーター等の回転体を有する機械から出る振動

【担当】

開発本部開発第一部光音グループ 榎本

TEL 03-3909-2487 FAX 03-3909-2590



振動レベル計



騒音計

お客様からのご依頼により、計量証明事業に基づく分析、測定を行った場合には、結果を「計量証明書」としてご報告します。